

# インターネット利用上のガイドライン

みやこ町立上高屋小学校

## 1. インターネット利用の基本

本校において、インターネットを利用するにあたっては、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、国際理解教育や総合的な学習等の視点から、教育活動の推進や教育課題の解明に寄与するよう努め、本ガイドラインに準じて行うものとする。

## 2. インターネットの主な利用形態

インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

### (1) 情報発信及び受信

学校における教育活動の成果及び各教科や特別活動等での学習の成果やまとめ等の発信又は受信。

### (2) 情報検索及び収集

学習に関連する情報の検索及び収集。

### (3) 教材作成

授業で活用できるサイトやホームページの収集及び、著作権を逸しない画像や文書データ等の収集又は加工。

### (4) 国内及び国際交流

ホームページ、電子メール等により、国内及び国外の都市、学校等との交流。

### (5) 共同研究への参加

地方自治体等の公的機関が推進しているインターネット上の共同研究への参加。

## 3. 個人情報の保護

個人情報とは、特定個人を識別することが可能な情報のことをさし、その情報があれば誰のことかわかってしまう一切の情報のことである。近年では、インターネットやPCなどのデータ収集・処理環境の変化を考え、その情報単体では個人の識別ができないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって個人を識別することができる情報も個人情報とみなすことが一般的である(個人情報保護法等の定義)。住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号は、もちろん個人情報であり、個人情報の基礎として、「基本情報」と呼ばれている。

(1) 児童及び保護者、教職員等の個人情報に関しては、次に掲げるものとする。

① ホームページには、個人情報を掲載してはならない。

② ホームページに写真を掲載する場合には、個人が特定できないように配慮しなければならない。

具体的には、2名以上の人物が写っている写真の利用や拡大表示しても顔が明確にわからないように加工する。

③ ホームページに児童の作品などを掲載する場合には、必ず本人及び保護者の同意を取ってから公開する。

#### 4. 学校管理者等

- (1) 学校におけるコンピュータ等に関する管理責任者は、校長とし、次に掲げる業務を行う。
- ① アカウント（コンピュータにログインする権利等）の管理パスワード（※パスワード管理別表）
  - ② 職員に対するコンピュータリテラシーの育成に関する研修の実施
  - ③ 児童生徒に対するインターネット利用時のモラル等の指導
  - ④ インターネット利用に際しての学校ガイドラインの作成と遵守
  - ⑤ 機器取扱い上の指導及び維持管理
- (2) 管理責任者は、コンピュータ利用担当者（情報教育担当）を置くものとする。
- (3) コンピュータ利用担当者は、校長を補佐する。
- (4) 管理責任者は、コンピュータ利用の適正を図るために、校内で、次に掲げる内容について協議する。
- ① コンピュータ及びインターネット、校内のネットワーク利用に関すること。
  - ② インターネット利用のガイドラインの遵守等に関すること。
  - ③ その他コンピュータ及びインターネットを適正に利用するための必要な事項。
- (5) ウィルス対策をしていないコンピュータの校内LAN接続は認めない。

#### 5. インターネット利用時の指導

児童生徒のインターネットの利用は、必ず教師の指導のもとで行うものとし、教師は、事前に次に掲げる内容の指導を行う。

- (1) 他人を中傷をしないこと、著作権、知的所有権に配慮すること等インターネットにおける基本的モラルに関すること。
- (2) インターネットの特性を考慮した有害情報の取扱い等の倫理教育に関すること。
- (3) その他教育委員会又は校長が必要と判断した指導に関すること。

#### 6. 著作権について

- (1) ホームページに載せる文章・映像・絵・音楽などは原則として自作のものを使用し、自作以外のものについては原則としてその制作者の承諾を得た上で制作者名を記す。
- (2) 参考文献や引用については、その作者名と出版社を明記する。
- (3) 児童の作品をホームページに載せる場合は「3 個人情報の保護」に則る。

#### 7. 情報の保護について

- (1) 校長の許可なく校務データや個人情報データは校外には持ち出さない。
- (2) ファイル共有ソフトをインストールしているパソコンでの校務は行わない。